

環境保全協定 意見まとめ

※ 本資料は、第2回環境保全協定検討委員会及び組合へ直接寄せられた意見（令和3年5月末現在）を集約したものである。また、表現の都合上、編集を加えた部分がある。

※ 組合へ直接寄せられた意見には、電話及びメールでの表明を含む。

原文（第2回委員会）	意見反映案	意見等	回答等
<p>浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。</p>	<p>浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。</p>		
<p>（処理対象ごみ）                      第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。                      (1) 焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。）、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請により持ち込まれるごみとする。                      (2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。                      (3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、乙と事前の協議を行うものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の協議が難しい場合は、報告を事後にすることを妨げない。                      なお、受け入れをした場合は、その結果について報告を行う。</p>	<p>（処理対象ごみ）                      第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。                      (1) 焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物（粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。）、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により持ち込まれるごみとする。                      (2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。                      (3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により、ごみを受け入れるときは、乙と事前の協議を行うものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の協議が難しい場合は、<u>受け入れの前に乙に対して通知を行う。</u>                      なお、<u>相互支援及び広域支援要請により、ごみの受け入れをした場合は、いずれの場合も</u>その結果について報告を行う。</p>	<p>（委員会）                      (1) 日常と異なる災害ごみや鳥などが入ってくる場合は把握をした。受け入れて焼却することを事前に通知してほしい。</p>	<p>(1) 事前の協議を基本として考えています。対象を含めた文言を整理し、より明確になるよう表記しました。</p>
<p>（環境対策）                      第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。                      (1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。                      (2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。                      (3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。                      (4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。                      (5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。                      2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。</p>	<p>（環境対策）                      第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。                      (1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。                      (2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。                      (3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。                      (4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。                      (5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。                      2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。</p>	<p>（委員会）                      (1) 要監視基準値についてわかりやすいよう表6参照などの注釈を入れられるか。</p>	<p>(1) 第3項で示しているため、ご了承いただけますようお願いいたします。</p>

<p>3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。</p> <p>(1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。</p> <p>(2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。</p> <p>4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。</p> <p>5 SPCが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。</p> <p>6 甲は、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。</p>	<p>3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。</p> <p>(1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。</p> <p>(2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。</p> <p>4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。</p> <p>5 SPCが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。</p> <p>6 甲は、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。</p>		
<p>(環境の監視)</p> <p>第3条 甲は、SPCに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。</p> <p>2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。</p> <p>3 乙が、施設及び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。</p> <p>4 施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。</p>	<p>(環境の監視)</p> <p>第3条 甲は、SPCに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。</p> <p>2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。</p> <p>3 乙が、施設及び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。</p> <p>4 施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。</p>		
<p>(情報の発信)</p> <p>第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等をクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。</p> <p>2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはSPCのホームページで公表をする。</p> <p>3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外（新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍）の表示設備へ表示するとともにSPCのホームページで公表をする。</p> <p>4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。</p>	<p>(情報の発信)</p> <p>第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等をクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。</p> <p>2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはSPCのホームページで公表をする。</p> <p>3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外（新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍）の表示設備へ表示するとともにSPCのホームページで公表をする。</p> <p>4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。</p>		

<p>(車両対策)</p> <p>第5条 甲は、施設に搬出入するごみ収集車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市に要望する。</p> <p>(1) ごみ収集車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全を確保する。</p> <p>(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。</p> <p>(3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。</p> <p>(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。</p> <p>2 ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。</p> <p>3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。</p> <p>4 ごみ収集車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。</p>	<p>(車両対策)</p> <p>第5条 甲は、施設に搬出入するごみ収集車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市に要望する。</p> <p>(1) ごみ収集車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全を確保する。</p> <p>(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。</p> <p>(3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。</p> <p>(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。</p> <p>2 ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。</p> <p>3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。</p> <p>4 ごみ収集車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。</p>		
<p>(周辺環境対策)</p> <p>第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。</p> <p>2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。</p>	<p>(周辺環境対策)</p> <p>第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。</p> <p>2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。</p>		
<p>(苦情処理)</p> <p>第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民または乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。なお、補償の内容等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の対応手順等について、別途定める。</p> <p>3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。</p> <p>4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。</p>	<p>(苦情処理)</p> <p>第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民または乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。なお、補償の内容等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の対応手順(フォーマット)等について、別途定める。</p> <p>3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。</p> <p>4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。</p>	<p>(委員会)</p> <p>(1) フォーマットが苦情でのみしか使用できない印象を受けるので、要望についても使用できるようなフォーマットにしたほうがよい。(直接寄せられた意見)</p> <p>(2) 本協定は、各自治会と締結するものであるが、効力の範囲を非自治会員も含む旨、明記できないか改めて要望する。</p>	<p>(1) フォーマットについて表現を変更しました。(資料4 苦情・要望等対応手順(案)参照)</p> <p>(2) 本協定はあくまで、各自治会との約束事を協定として締結するものなので、「効力」といった観点では各自治会になります。しかしながら、苦情や要望等については、自治会加入者のみに限定せず、周辺住民と表記しているものになります。</p>
<p>(環境保全協定の期限)</p> <p>第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。</p>	<p>(環境保全協定の期限)</p> <p>第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。</p>		
<p>(協議)</p> <p>第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、または本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p>第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、または本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。</p>		

附 則 この協定は、令和 年 月 日から施行する。	附 則 この協定は、令和 年 月 日から施行する。		
------------------------------	------------------------------	--	--